

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

令和6年8月2日

石川県知事 馳 浩

1 随意契約する内容

- (1) 調達物品(役務)名  
宅内配管修繕掛かり増し経費補助制度チラシ
- (2) 調達物品(役務)の規格・数量等  
仕様書のとおり  
※ 仕様書は環境政策課にて閲覧
- (3) 納入期限(履行期間)  
令和6年8月28日(水)
- (4) 発注所属及び納入場所  
住 所 : 金沢市鞍月1丁目1番地  
所 属 : 環境政策課  
連絡先 : TEL 076-225-1463 FAX 076-225-1466

2 契約相手方の選定基準

- (1) 石川県内に所在すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者。
  - ① 障害者支援施設
  - ② 地域活動支援センター
  - ③ 障害福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。)
  - ④ 小規模作業所
  - ⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者

3 契約相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
令和6年8月9日(金)15時
- (2) 提出先  
住 所 : 金沢市鞍月1丁目1番地  
所 属 : 総務部管財課  
連絡先 : TEL 076-225-1262 FAX 076-225-1264